2020年

4月20日

ふれあい通信 号外

運転免許更新手続きを当面の間休止します！！

滋賀県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、いわゆる「三密」状態を伴う更新時講習等を中心に一部の免許手続を制限しています。 ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、免許証の更新手続につきましては、

- ○ **来庁による申請（免許センター又は各警察署窓口）**
- ○ **郵送による申請（免許センター（守山のみ）宛て郵送）**

の方法により、有効期間を３か月延長することができますので、いずれかにより手続していただくよう、お願いします。

～有効期間の３ヶ月延長手続き～

対象となる方

運転免許証の有効期限が令和２年７月３１日までの方、またはすでに手続き中の方で延長後の有効期限が令和２年７月３１日までの方

◆窓口に来庁される場合◆

免許証を持参の上、窓口で交付される申請書に記載していただければ、その場で有効期間の延長手続を行います。所要時間は、窓口の混雑によります。

◆代理人による申請の場合◆

◎必要なもの

- 運転免許証（申請者本人のもの）
- 委任状
- 代理人の本人確認書類

（運転免許証、健康保険証、マイナンバー、パスポートなど）

- 手続きには申請書を記載していただく必要があります。
- 免許証を紛失等している場合は、再交付申請をしてから延長手続きをする必要があります。（平日のみ）
- 記載事項変更を伴う場合は、変更の届け出をしてから延長手続きをする必要があります。（平日のみ）

郵送される場合

返信封筒（特定記録郵便：244 円切手貼付）と運転免許証の表裏のコピーを貼付した申請書を守山の運転免許センター宛てに郵送していただければ、その後、免許証の裏面に貼付するシールを送付しますので、ご自身で免許証裏面に貼り付けてください。貼付された時点で、有効期間の延長が完了します。

申請者

封　筒

あて先

〒524-0104

滋賀県守山市木浜町 2294 番地

滋賀県警察本部

運転免許課免許係　郵送延長担当　宛

【同封書類等】

☆ **更新手続（開始・継続）申請書**

所定欄を記載し、運転免許証の表裏のコピーを貼付したもの。

☆ **返信用封筒**

244 円分の切手を貼付し、宛名に自身の住所等を記載したもの。

※　申請書は警察署で配付しているほか、県警ホームページからダウンロードすることができます。

郵送

免許証の現物は郵送しないでください

運転免許センター

申請受理（手続開始）

この段階では手続は完了していません。免許証の有効期限が経過した場合、車は運転しないでください。

申請書を確認した後、運転免許証の裏面備考欄に貼付用のシールを作成し、申請者に返送します。

シール受領・貼付（手続完了）

送られてきたシールを運転免許証の裏面備考欄に貼付した時点で延長措置は有効となります。

郵送

★申請手続できる方★

次に当てはまることを確認してください。

○　運転免許証記載の住所が滋賀県内であること。

○　記載内容に変更がないこと。

→窓口で記載事項変更の手続が必要です。

○　運転免許証が失効していないこと。

また、免許証の有効期間内に運転免許センターに到達するように送付できること。

○　既に更新手続中でないこと。

→現在更新手続き中の方については、窓口での延長手続が必要です。

○　申請に不備がある場合、電話連絡が可能であること。

重要

POLICE

・郵送での延長手続をされる方は、遅くともご自身の運転免許証の有効期間内に免許センターに届くように郵送してください。

・裏面シールの貼付がなければ、有効な延長とはなりませんので注意ください。

・今回の措置は、免許証の更新期間の一時的な延長であり、本来の免許更新ではありません。

・次回の更新は延長された期日内であり、３年後または５年後となるものではありません。

・更新時講習以外の免許手続についても、制限しているものがあります。詳しくは県警ホームページを確認していただくか、免許センターにお問合せください。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231（代表）　Eメール x0022@police.pref.shiga.jp